

令和3年度地域包括支援センター業務評価について

1 概要

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康維持、安心した生活を地域ぐるみで支えていくための拠点として、関係機関と連携して高齢者とその家族等の支援ができるよう努めています。

平成30年7月4日付厚生労働省通知（「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能評価について（通知）」）により、全国統一の評価指数のもと、地域包括支援センターを評価するものです。

なお、評価については、令和2年5月29日付厚生労働省老健局振興課長からの通知による、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能評価について（通知）」の一部改正についてを基に、市内5か所の地域包括支援センターについて、55項目の評価を実施したものです。

2 評価対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）

3 評価時期

令和4年6月

4 評価方法及び評価結果

国が示す調査項目に対し、各地域包括支援センターが自己評価を実施。実施内容及び圏域別の業務評価は別添のとおりです。